

●香川県告示第248号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成26年6月13日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成26年3月31日	炭山歯科医院	小豆郡小豆島町福田甲581番地6
平成26年3月31日	上原薬局	さぬき市志度1939番地1
平成26年4月21日	高田歯科医院	観音寺市観音寺町甲2969番地